

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン

令和元年9月19日(告示第909号)一部改正

動生剤基準のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチンの3.3.8.1に規定するところにより、試験を行うものとする。